

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十五号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書の作成等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除 五 (略) 六・七 (略) 二・三 (略)</p> <p>(契約の解除) 第十三条 契約担当職員は、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならぬ。ただし、契約の性質又は目的により約定する必要がない事項については、この限りでない。</p> <p>一 契約の相手方がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき (債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。)</p> <p>二 債務の全部の履行が不能であるとき。</p> <p>三 契約の相手方がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>四 債務の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>五 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないのでその時期を経過したとき。</p> <p>六 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方がその債務の履行をせず、履行の催告を</p>	<p>(契約書の作成等) 第一条 (略) 一―三 (略) 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 五 (略) 六 かし担保責任 七・八 (略) 二・三 (略)</p> <p>(契約の解除) 第十三条 契約担当職員は、契約の相手方が契約に違反した場合のほか、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならぬ。</p> <p>一 履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき。</p> <p>二 契約の履行につき不正の行為があつたとき。</p> <p>三 正当な理由がないのに契約担当職員の指示に従わないとき。</p>

2| しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 2| 契約担当職員は、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約の一部を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならぬ。ただし、契約の性質又は目的により約定する必要がない事項については、この限りでない。
 1| 債務の一部の履行が不能であるとき。
 2| 契約の相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 3|
 4| (略)

2|
3|
(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。